

第5節 環境関連産業の育成・集積

産学公の連携・協働のもと、本県の産業特性や地域特性を活かして、環境・エネルギー問題の解決に資する技術、製品、サービスを開発・導入することにより、地域の環境関連産業の振興と雇用の創出を図り、環境と経済の好循環による持続的発展が可能な社会の形成を目指します。

現状と課題

- 本県には、太陽電池パネルの素材やリチウムイオン電池の主要な部材など、国内でもトップレベルの環境関連技術を有する企業が多く立地しています。
また、全国有数の水素生産県でもあるという特性を活かして、競争力のある産業の振興に力を入れており、「世界への素材供給基地」としての機能を担っています。
また、再生可能エネルギー関連の製造企業や、EV等次世代自動車の製造企業もあり、今後の事業拡大が期待されています。
環境省の調査では、今後10年間で発展可能な産業として再生可能エネルギー関連産業が示されており、特に中国地方の企業では、再生可能エネルギーの導入や関連産業への参加意向が高い結果となっています。
- 本県では、産学公が連携した試験・研究体制の基盤が整備されているとともに、平成18年5月に設立した「やまぐちエコ市場」を活用して、環境・リサイクル関連情報を中心とした企業間の連携・協働、ビジネスチャンスの創出、事業化等の取組も盛んです。
- 本県は、豊富な日射量や風況に恵まれていることから、太陽光発電・風力発電の設置が全国上位であるとともに、県土の約7割（439千ha）を占める豊富な森林資源を活かした森林バイオマスの利活用に先進的に取り組んでいます。
- このように、高い省エネ技術を有する基礎素材型産業の集積や、環境・エネルギー関連の高い機能性を有する素材・部材の供給基地であることなどの、本県の優れた立地環境や、県内企業による環境・エネルギー分野の取組の活発化などを踏まえ、研究開発や事業化に向けた更なる取組の加速化が課題となっています。

施策展開の方向

1 産学公連携による省エネ・省資源型製品の開発・事業化の支援

2 水素等新エネルギーの利活用促進等による新たな産業の創出

3 再生可能エネルギー関連産業、資源循環型産業の育成支援

- (1) 再生可能エネルギー関連産業の振興
- (2) 資源循環型産業の育成支援

4 次世代自動車関連産業の育成支援

- (1) 充電インフラの整備促進とEVの利活用による産業振興
- (2) 水素ステーションの設置と燃料電池車の導入促進等

5 持続可能な農林水産業の振興

- (1) 持続可能な農林水産業の振興に関する全般的な事項
- (2) 循環型農業等の推進
- (3) 県産木材・間伐材の利用促進による林業の振興
- (4) 豊かな漁場の維持管理による水産業の振興

1 産学公連携による省エネ・省資源型製品の開発・事業化の支援

- 環境と経済の好循環を図りながら、持続的発展が可能な社会の形成を進めるためには、環境・エネルギー問題の解決に資する技術、製品、サービスの開発・導入が重要であることから、環境・エネルギー関連などの高い機能性を有する素材・部材の供給基地であるという本県産業の特性や強みを活かして、水素利活用に係る技術開発や新事業展開、次世代蓄電池などのエネルギー関連素材の開発を進めるとともに、「やまぐちグリーン部材クラスター事業」等の成果を活かし、高性能・高機能LEDや省エネ効果の高いパワー半導体への応用展開などに取り組むなど、産学公連携により、独自性のある研究開発や新事業展開を促進します。

2 水素等新エネルギーの利活用促進等による新たな産業の創出

- 瀬戸内沿岸部に立地するコンビナートにおいて、大量の水素を生成するという本県産業の特性・強みを活かして、中国四国、九州地方で初めてとなる液化水素製造工場の操業を絶好の機会と捉え、平成27年春に、今後の液化水素活用モデルとなる「液化水素ステーション」の設置を目指すとともに、液化水素ステーションを核とした産業振興や

地域づくりに取り組みます。

- 県産資源である水素エネルギーの利活用を促進するため、液化水素エネルギー利用製品をはじめとする水素関連製品の試作開発・実証試験への支援を行うとともに、水素の貯蔵・輸送・利活用に係る研究開発を促進することにより、県内企業の新規事業展開を促進します。

こうした取組を加速化するとともに、地元市町と連携し、水素エネルギーを活用した環境に優しい地域づくりを推進します。

- 化石燃料に依存しない水素の生成技術や、再生可能エネルギーで得られた電力を使って、水素によりエネルギーを貯蔵するシステムの開発を促進します。
- 太陽光、風力等の地産エネルギーとエネルギー貯蔵技術及び省エネルギー技術を融合させることにより、安定的かつ最適に電力や熱を供給するハイブリッド型の工場（「スマートファクトリー」）の構築に向けて取り組みます。
- 次世代自動車や住宅向けとして今後需要拡大が予想される、燃料電池の関連部材や部品の開発を促進します。

3 再生可能エネルギー関連産業、資源循環型産業の育成支援

(1) 再生可能エネルギー関連産業の振興

- 再生可能エネルギーを利活用する設備で、県内企業が開発した技術や県内で製造・加工された製品、県産の原材料をもとに製造・加工されたもの等を「再エネ「県産品」」として登録する制度を創設するとともに、補助制度、低利融資制度等による導入促進や、展示会、商談会等の開催によるPRなどにより、家庭、事業所、工場における再エネ「県産品」の一層の利活用促進を図り、本県再生可能エネルギー関連産業の振興を推進します。
- 県内の関連産業を支援するため、融資、補助金等の支援制度により、環境ビジネスへの参画、環境投資を拡大していくための仕組づくりに取り組みます。

とりわけ、再生可能エネルギーの利用を促進し、地域経済の活性化を図る観点から、融資制度の周知を進めるとともに、利用状況等に応じ、その拡充に努めます。

(2) 資源循環型産業の育成支援

- 本県の主要な産業である基礎素材型産業やエネルギー関連産業が有する技術・設備・人材等の企業ポテンシャルを活用し、ごみ焼却灰や廃プラスチック類のセメント原料化等の先進的な取組を一層促進するとともに、廃棄物の3Rに係る事業化支援等、新たな技術開発や設備の導入に対する支援等により、資源循環型産業の育成・強化を図ります。

- 産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに取り組み、実績を上げている事業所（エコ・ファクトリー）や、県内の廃棄物等を利用して製造加工された製品（リサイクル製品）を認定し、その普及啓発や需要拡大を図ることにより、リサイクル産業の育成を進めます。
- 「やまぐちエコ市場 Web」の環境に関連する事業者情報、行政情報等を盛り込んだデータベースの活用により、事業者間の情報交換や連携・交流を促進します。
また、事業者間での詳細な情報の交換や、事業化チームの育成等を通じて、事業化に向けた調査・検討や施設整備等への必要な支援を行い、環境ビジネスの創出を進めます。

4 次世代自動車関連産業の育成支援

(1) 充電インフラの整備促進とEVの利活用による産業振興

- 「山口県EV充電インフラ整備計画」（平成25年4月策定）に沿ったEVの充電インフラの導入促進や、次世代自動車を利活用した観光振興・地域振興に向けた方策の検討などにより、関連する産業の育成・強化を図ります。

(2) 水素ステーションの設置と燃料電池車の導入促進等

- 燃料電池自動車の平成27年市販開始に向けて、県内に「液化水素ステーション」を設置し、燃料電池車（自動車・バス・フォークリフト等）の導入促進等を図ります。

5 持続可能な農林水産業の振興

(1) 持続可能な農林水産業の振興に関する全般的な事項

- 生産、流通・加工、消費という地域内循環を一層促進し、地域の農林水産業の活性化だけでなく、フードマイレージの縮小が地球温暖化の防止につながる「地産地消」の取組を積極的に推進します。
- 流域で生産される農林水産物のうち、味や品質に優れる「やまぐちブランド」を核とした農林水産物等の需要拡大を推進し、流域の農地、森、川、海を守る農林水産業の活性化を図るとともに、6次産業化や農商工連携による新商品開発・販売などの取組の促進に努めます。

(2) 循環型農業等の推進

- 農業生産における肥料や農薬の適正使用の啓発や、家畜排せつ物のたい肥利用促進及び、化学肥料・化学農薬の使用量の低減に取り組み、自然環境へ配慮した循環型農

業を推進します。

- 今後も循環型農業の推進に向け、引き続きエコファーマーの育成に努めるとともに、より化学肥料・化学農薬の低減へ実践的に取り組む意欲の高い農業者については「エコやまぐち農産物認証」への取組を推進し、一層の自然環境へ配慮した農業の実践に努めます。

- 「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」に基づき、家畜排せつ物のたい肥利用促進のための機械・施設整備や、耕種農家とのたい肥需給情報の共有を図り、家畜排せつ物の利用促進に努めます。

また、事業者から排出される生ごみの飼料化やたい肥化の取組の県内全域への普及拡大に努め、農業、畜産業の振興を図ります。

(3) 県産木材・間伐材の利用促進による林業の振興

- 県産木材を使用した住宅の建築に対する補助制度や、間伐材等未利用森林資源のエネルギー利用等により、二酸化炭素吸収源対策を総合的に進め、林業の振興を図ります。

(4) 豊かな漁場の維持管理による水産業の振興

- 赤潮による漁業被害を防止するため、種々の研究を継続するとともに、水産業にとって本来必要な海の生産力を維持しながら、バランスの取れた海域環境づくりに務めます。

平成32年度までの目標

環境指標	現況（基準年度）	目標値（目標年度）
5 環境関連産業の育成・集積		
水素ステーションの設置	0 か所(H24)	4 か所(H32)
水素利用量	0 万Nm ³ (H24)	27 万Nm ³ (H32)
EV等次世代自動車(当該年度の新車販売台数に占める割合) 【再掲】	15%(H24)	50%(H32)
EV用急速充電器 【再掲】	23 基(H24)	90 基(H28)

第6節 環境に関する人づくり・地域づくりの推進

今日の環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動による環境への負荷の増大によるものであり、私たち一人ひとりが、ライフスタイルを見直し、すべての主体の連携・協働のもと、自主的・積極的な環境保全活動の推進に取り組むことが必要であり、環境教育・環境学習の推進、県民、NPO・民間団体、事業者、行政等の自主的取組・活動の促進、さらに環境マネジメントの推進等に努め、環境に関する「人財力」等を育てます。

また、環境は様々な形で私たちの生活や社会経済活動に深く関わっていることから、環境教育・環境学習に関する取組は、様々な主体や場、施策の連携を図り、多角的な視点を盛り込んで効果的に実施していきます。

なお、この第6節を環境教育等促進法に規定する「行動計画」として位置づけ、具体的な施策を展開します。

現状と課題

- 環境への負荷の少ない低炭素・循環・共生型の持続可能な社会づくりを目指し、環境教育・環境学習の推進を図るため、県では、平成17年3月に「山口県環境学習基本方針」を改定し、環境学習プログラム等の作成・提供、環境学習指導者バンク制度による多彩な学習指導者の登録・派遣などに取り組んでいます。また、学校、地域においても、地域の特性、人財を活かした様々な環境教育・環境学習が進められています。
- 平成18年4月には、本方針に基づき、広く県民、民間団体等が環境の保全等に関する幅広い課題について各主体の目的に沿って自発的に学習することを総合的に支援する拠点として、山口県セミナーパーク内に「環境学習推進センター」を整備しました。
- こうした中、国は、平成23年6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」から「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）に改め、環境保全活動を推進するためには環境教育が重要であるという従来の基本理念に加え、協働取組の重要性を明記しました。
- 今後、環境教育・環境学習の一層の推進と幅広い実践的な人財づくりに取り組むことはもとより、県民、NPO・民間団体、事業者、行政等のすべての主体が、地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全等の環境課題に自ら進んで取り組むことや、各主体の協働による取組が広がっていくことが重要であり、家庭、学校、職場、地域等において環境保全活動を進めるための環境整備も求められています。

- 環境に配慮した活動の促進を図るため、県自らが、率先してエコ・オフィス活動やISO14001に基づく取組(県庁本庁舎を対象に認証を取得済)を実施するとともに、事業者、市町等における環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21)の積極的な導入促進に努める必要があります。

施策展開の方向

1 環境教育・環境学習の推進

- (1) 環境教育・環境学習の基盤整備
- (2) 幅広い場における環境学習の推進
- (3) 学校における環境教育の推進

2 多様な主体の参画・連携・協働による取組の推進

- (1) 県民、NPO・民間団体等の自主的取組の促進
- (2) 各主体との連携・協働による取組(パートナーシップ)の推進

3 環境マネジメントの推進

4 里山、里海づくりを通じた良好な景観や歴史的環境の保全

- (1) 景観の保全と創造
- (2) 歴史的・文化的環境の保全
- (3) 自然とのふれあいの場や機会の充実
- (4) 都市と農山漁村との交流
- (5) 里山、里海づくりの推進

1 環境教育・環境学習の推進

(1) 環境教育・環境学習の基盤整備

- 地域の環境学習力を高め、環境教育・環境学習の全県的な推進を図るため、学校教育を含めた地域における様々な環境学習の取組、施設との連携、ネットワーク化の一層の充実を図ります。
- 環境について考え、環境配慮の取組を実践できる人財を育てるため、子どもから大人までを対象に、環境教育・環境学習の機会の充実に努めるとともに、環境学習指導者の育成・派遣・交流など総合的な支援の充実に努めます。
- 環境学習指導者バンク制度による環境アドバイザー等多彩な学習指導者や、「再エネ

アドバイザー」の派遣など、地域や民間団体、事業者、市町等の取組の支援に努めます。

- 県民向け講座、子ども向け講座、出前講座等の各種講座の充実や、環境学習指導者バンク制度の充実などにより、環境学習推進センターの更なる利用促進を図ります。
- 住民、民間団体、事業者、行政等の間のパートナーシップづくりを促進するため、環境学習推進センターにおける拠点機能の整備を図り、コーディネート機能の更なる強化に努めます。
- 地域や学校での学習活動を推進するため、効果的な「環境学習プログラム」等の教材の作成、充実、有効活用に努めるとともに、インターネット等を活用した情報提供・共有に努めます。
- 県民や民間団体等の環境保全意欲の増進等を図るため、環境教育等促進法に基づき、自然体験活動等の体験の場の認定制度について、土地又は建物の所有者等への周知を図り、認定企業の取組の積極的な推進に努めます。
- 県民や民間団体、行政等の関係主体による協働取組推進のための協定制度について、その周知を図るとともに、県のホームページ等により協定を締結した団体等を公表するなど、取組の積極的な推進に努めます。
- 引き続き、環境学習に貢献した指導者等を表彰し、優れた取組事例を広く周知することで、環境学習に積極的に取り組む者の拡大と、県民の環境学習への一層の参加を促進します。

(2) 幅広い場における環境学習の推進

- 日常生活の中で常に環境との関わりを認識し、環境保全活動への積極的な参加意識の醸成を図るため、すべての主体の連携・協働のもと、地域の自然、歴史等の特性を活かした環境学習の促進に努めるとともに、親と子の水辺の教室、自然観察会、農山漁村での体験・交流会の開催など、環境学習機会の提供に取り組みます。
- 子どもの頃からの環境学習が重要であることから、「こどもエコクラブ」や「緑の少年隊」等の活動の促進・支援に努めます。
- 職場における環境負荷の低減はもとより、家庭や地域における取組や、外部との協働取組を促進する上でも重要であることから、民間団体、事業者、行政を問わず、職場における環境学習の促進に努めます。
- 「きらら浜自然観察公園」等、自然とのふれあい等が体験できる場の情報提供などを進め、より実践的な環境学習の機会を提供します。

こうした機会を活用し、山口県の生物多様性の状況について幅広く周知するとともに

に、希少野生動植物の保護の必要性・重要性について、県民や事業者などの理解を深め、自然環境や生態系に配慮した取組を推進します。

- 図書館、博物館、青少年教育施設等、社会教育施設などについても、地域の環境学習の場として、目的、対象に応じて適切に活用を図り、環境教育・環境学習のより一層の充実に努めます。

(3) 学校における環境教育の推進

- 環境教育は、時代の進展に対応し取り組むべき教育の一つとして重要です。本県においては、児童生徒の環境問題への関心を一層高め、環境保全活動に主体的に取り組む態度を育成するために策定した「環境教育推進計画」（平成23年3月改訂）に基づき、発達段階に応じた体系的な環境教育の推進に取り組みます。特に、自然とのふれあいや環境保全活動をはじめとした体験的な活動を重視するとともに、地域社会と連携した取組の促進に努めます。
- また、環境教育においては、科学、社会、経済、モラルなど極めて広範囲の内容を関連付けて取り扱う必要があることから、小・中・高等学校等における各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の中で有機的な関わりをもたせて、学校における教育活動全体を通じた環境教育の推進に努めます。
- 人間の活動が生態系（環境）に与える影響を多角的に考察することを通し、生物多様性に与える要因を理解させ、生物多様性の重要性を認識させるとともに、生態と環境に関する探究活動（興味や疑問をもったテーマ（課題）に対し、観察、実験を行い、結果や自分の考えをまとめて他者に伝える活動）を通して、主体的に環境保全や生物多様性の維持に関わる態度を育成するなど、生物多様性の視点を取り入れた環境教育の推進に努めます。

2 多様な主体の参画・連携・協働による取組の推進

(1) 県民、NPO・民間団体の自主的取組の促進

- 日常生活において、環境保全の重要性を認識し、身近な省資源・省エネルギー、廃棄物の減量化・リサイクル、生活排水による負荷の低減、環境への負荷の少ない製品やサービスの購入（グリーン購入）など、環境に配慮したライフスタイルの確立に向け、環境教育・環境学習や環境情報の収集・提供等を通じた普及啓発に努めます。

また、リサイクル活動、環境美化活動など県民の自主的かつ積極的な環境保全活動の推進に向けて、普及啓発に努めるほか、環境ボランティアの登録、交流の機会の提供など、県民参加の促進を図ります。

- NPOや山口県瀬戸内海環境保全協会、山口県快適環境づくり連合会などの民間団体の自主的かつ積極的な環境保全活動の促進に向け、連携・交流を図るための情報提供やネットワークの仕組みづくり、環境学習指導者の育成・派遣、さらには、活動への助成等の支援に努めます。
- 事業活動における環境保全対策の実施、汚染物質や廃棄物の排出抑制等による環境負荷の低減に向け啓発・指導に努めるとともに、環境マネジメントシステムの積極的な導入に向け、情報提供やセミナーの開催等の支援を行い、事業者の自主的・積極的な環境保全活動の促進を図ります。
- 県では「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」等に基づき、省資源・省エネルギー、廃棄物の減量化・リサイクル、グリーン購入、環境配慮型イベントの開催など、環境に配慮した取組を率先して推進します。
さらに、環境マネジメントシステムに基づき、環境負荷の低減、環境の保全・創造に関する施策の推進に努めます。
- 6月の「環境月間」においては、環境問題に対する県民の認識を深め、責任と自覚を促すため、各種キャンペーンや普及啓発のための広報等の実施の充実に努めます。
- 「やまぐちいきいきエコフェア」など、民間活動団体、事業者、行政等の連携・協働により、参加体験型の環境イベントを開催し、その内容充実に努めます。
- 長年にわたり地域の環境保全活動、環境学習、リサイクル、省資源・省エネルギー運動、地球温暖化対策等に取り組み、他の模範となる活動を行った個人や団体、企業を顕彰し、県民の意識の醸成と取組の促進を図ります。

(2) 各主体との連携・協働による取組（パートナーシップ）の推進

- 環境問題解決への取組には、地域からの活動が極めて重要であり、地域の環境と密接に関わり合うすべての主体が、地域の特性を的確に捉え、効果的な連携を図ることが、地域全体としての取組意識の高まりに繋がることから、連携・協働のもと、環境保全意識の醸成や環境改善・創造の取組の促進に努めます。
このため、各種媒体による情報の提供、6月の環境月間の各種活動を通じての普及啓発、地域の環境学習等により、環境保全意識の醸成を図ります。
さらに、「環境やまぐち推進会議」を通じた連携の強化やNPO・民間団体の交流・連携に努めるとともに、情報の提供、指導者の育成・派遣、モデル的な取組に対する支援に努め、地域における環境保全活動の一層の促進に取り組みます。
- 環境問題は、身近な環境の保全、自然保護、リサイクル、省資源・省エネルギーなど広範囲にわたっており、今後とも、県民、NPO・民間団体、事業者との連携・協

働を進め、環境保全・創造活動の充実・拡充に取り組むとともに、様々な活動の連携・ネットワーク化を図ります。

3 環境マネジメントの推進

- 県内の企業、市町等におけるISO14001、エコアクション21の認証取得の促進を図るため、「環境ISO山口倶楽部」と連携しながら、情報の提供やセミナーの開催等を行い、その組織の環境保全に向けた取組を外部から見えやすくする環境マネジメントシステムの取組を促進します。

4 里山、里海づくりを通じた良好な景観や歴史的環境の保全

(1) 景観の保全と創造

- 地域に親しまれた豊かな緑や水辺、美しいまちなみ等の保全を進めるとともに、「山口県景観ビジョン」に基づき、市町の景観形成の取組や県民の自主的な景観形成活動を促進し、個性あるまちなみの形成など、魅力あるまちづくりを進めます。

また、屋外広告物の規制や電線類の地中化をはじめとして公共事業における周辺景観との調和に配慮した事業の推進により、地域における良好な景観の形成に努めます。

また、農山漁村については、地域の自然環境を活かした地域づくり等を通じて、良好な景観の形成に努めます。

- すべての主体の連携・協働のもと、公園、道路の沿道等に花や樹木などの植栽を進めるとともに、清掃活動を行い、清潔で美しいまちづくりを促進します。

また、ごみの散乱防止、自動販売機の適正な管理等を進め、環境美化を推進します。

(2) 歴史的・文化的環境の保全

- 法、条例による指定を行う等により、各地に残る建造物や天然記念物等の文化財やまちなみ等の歴史的・文化的遺産を、周辺環境と一体として保全し、魅力ある地域づくりの拠点としての活用に対し、支援に努めます。

(3) 自然とのふれあいの場や機会の充実

- 「自然環境整備計画」に基づき、自然公園施設や中国自然歩道の整備や利用促進に努めるとともに、自然林の造成、改良、遊歩道・車道の整備等、生活環境保全林の整備に努めます。また、人と自然とのふれあいを通じた自然体験活動等の充実を図ります。

- 「第63回全国植樹祭」の開催理念である「県民参加による森林づくり」を定着・発

展させるため、将来、地域の森林・林業の担い手となる小中学生を対象とした「森林体験学習」を実施し、森林資源の利活用や森林整備の必要性など、森林への理解促進に努めます。

(4) 都市と農山漁村との交流

- 里山における農地や森林、海辺を活用して、農林漁業の体験、市民農園等の整備、体験型教育旅行の促進等、「やまぐちスロー・ツーリズム」を推進し、自然とのふれあいや環境学習の機会を通じて、都市と農山漁村との交流を図ります。

また、地域の自然や歴史的資源を活かしたグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、エコツーリズムを連携して進める「やまぐちスロー・ツーリズム」の取組を推進し、魅力ある地域づくりに努めます。

(5) 里山、里海づくりの推進

- 「美しい里山・海づくりに関する基本方針」（平成23年9月策定）に基づき、環境美化活動推進体制の充実強化を図るとともに、「県民一斉環境美化活動促進期間」を設定して環境美化活動を展開するなど、県民の気運の醸成に取り組みます。

また、「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」を実施するなど、市町や関係団体等と連携した実践活動を展開するとともに、環境美化活動に関する情報をメールやホームページで入手できる「やまぐち環境美化情報ネットワークシステム」を活用し、県民の参加促進に努めます。

平成32年度までの目標

環境指標	現況（基準年度）	目標値（目標年度）
6 環境に関する人づくり・地域づくりの推進		
環境学習指導者バンク登録者数	168 人(H24)	200 人(H32)
環境学習参加者数	57,273 人(H24)	66,000 人(H32)
自然環境学習参加者数	11,467 人(H24)	13,000 人(H32)
こどもエコクラブ数（累計）	1,042 団体(H24)	1,200 団体(H32)
I S O 1 4 0 0 1 取得等団体数	324 団体(H24)	400 団体(H32)
農山漁村交流体験人口	358 万人(H24)	400 万人(H28)
中国・韓国との技術研修員等の相互交流数 （累計）	191 人(H24)	280 人(H32)
<p>県内で開催される大規模イベントに合わせ、「県民一斉環境美化活動促進期間」を設定 （大規模イベントが開催されない場合は、当該年度の重点取組を定め、その取組内容に即 した期間を設定） 【再掲】</p>		

第7節 共通的・基盤的施策の推進

第1節から第6節までの6つの施策の柱を推進する上で、共通的・基盤的な施策となる「環境影響評価の推進」、「環境に配慮した取組の推進」、「公害防止体制の整備」、「調査研究、監視・測定の充実」、「環境情報の収集と提供」、「国際協力の推進」についても、積極的に推進します。

1 環境影響評価の推進

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等については、「環境影響評価法」及び「山口県環境影響評価条例」に基づき、事業者が、事業による環境への影響について調査や予測・評価等を行い、環境保全に適切な措置を講じる必要があります。
このため、事業の計画段階や実施段階における環境アセスメントを適正に実施します。
- 法や条例の対象規模に満たない事業のうち、県の公共事業については、「環境事前チェック制度」による環境への配慮を実施しており、引き続き、本制度の徹底、充実に努めます。
- 地理情報システム（GIS）を活用した環境情報の提供や、事業実施等に当たっての生態系の維持・回復、ミティゲーションの導入、野生生物の生息・生育空間の確保など、環境に配慮した取組を進めます。

2 環境に配慮した取組の推進

(1) 県民・民間団体の取組の促進(支援)

- 今後とも、県民一人ひとりのCO₂排出量の削減対策や省エネ・節電に向けた取組を促進するため、本県における地球温暖化対策の推進母体である「環境やまぐち推進会議」等と連携・協働して、各種キャンペーンを実施し、県民運動としての意識醸成と実践活動の強化に取り組みます。
- 「環境学習推進センター」において、様々な環境情報の提供、人材の育成・派遣・交流、環境学習プログラム等の教材の作成・提供などに取り組み、県民、NPO、民間団体等の活動を支援します。
- 再生可能エネルギーの導入を促進し、県内関連産業の振興と地球温暖化対策の推進を図るため、県内企業が製造・加工した太陽光や地中熱等の再生可能エネルギー関連設備を設置する際の補助制度を設けるなど、県民等による環境配慮の取組の支援に努めます。

(2) 企業等の取組の促進(支援)

- 資金、人財、情報等の経営資源上の制約により、中小企業者の環境問題への取組が必ずしも十分でないことから、中小企業者の環境やエネルギー対策等への積極的な対応を促進するため、引き続き、やまぐち産業振興財団における経営や技術に関する相談体制等の充実に努めます。
- 県内の中小企業者等の省エネ改修や太陽光発電施設の設置などを促進するため、「再生可能エネルギー導入資金」等による融資制度を設けているところであり、今後とも、環境保全関係融資制度の充実に努めることにより、中小企業者等による環境配慮の取組を支援します。

3 公害防止体制の整備(公害苦情処理・公害紛争処理)

- 公害による県民の健康被害や生活環境への影響を未然に防止するため、引き続き、公害関連法令に基づく規制及びその遵守の徹底、環境の状況や排出負荷量等に関する監視・指導を行うとともに、監視測定体制の充実に努めます。
また、関係市町と連携し、環境保全協定等を活用し、環境への負荷の低減を図ります。
- 公害に係る紛争や苦情については、公害審査会や公害苦情相談員制度等を活用し、早期解決に努めます。

4 調査研究、監視・測定の充実

- 今日の複雑化した環境問題の解決のためには、調査研究による科学的知見の集積、関連技術の開発・普及、環境の監視・測定の充実は極めて重要です。
このため、環境保健センター、産業技術センター等の県の試験研究機関について、その機能の充実に努め、調査研究や関連情報の収集・分析の推進に努めるとともに、県内外の大学・研究機関との連携・交流のもと、産学公協働による調査研究の実施や関連技術の開発・普及にも取り組めます。
- 大気、水質等の環境監視体制の充実に努め、環境保全施策及び情報提供への活用を進めます。

5 環境情報の収集と提供

- 県民、NPO・民間団体、事業者、行政等の各主体間の連携を強化していくためには、環境に関する情報の積極的な提供はもちろん、様々な関わりの中で、各主体相互間での環境コミュニケーションの推進を図ることが重要です。

このため、環境白書の発行、各種印刷物の作成・配布、広報誌やマスメディアの活用、「やまぐちの環境」ホームページ等による情報提供を行います。

- 多様な環境情報の収集やデータベース化などに努めるほか、わかりやすい内容への工夫や、県内幅広く速やかに環境情報が提供されるよう、ホームページ等の一層の整備・充実に努めるとともに、国、市町等との情報のネットワーク化を図り、各主体間相互の情報の発信・共有を図ります。

また、環境教育・環境学習、環境保全活動等が各主体の連携・協働のもと推進されるよう、各主体間のネットワークの仕組みづくりを進めます。

6 国際協力の推進

- 地球環境保全に貢献するため、環境保全技術交流など環境に関する国際交流の取組を進める必要があります。そこで、中国や韓国を中心としたアジア地域との環境保全技術交流など、環境に関する国際協力を推進します。
- 中国や韓国を中心とするアジア地域に対し、技術研修員の受入や技術指導員の派遣、本県の環境保全や温暖化防止に関する技術や情報の提供に努めるほか、日韓海峡沿岸8県市道による共同事業の実施、中国山東省との国際シンポジウムの開催など、国際協力を進めます。
- 事業者、大学、民間団体等と連携し、国際協力に関する情報の収集・提供に努め、県民、民間団体や事業者等の国際的な環境保全活動を促進します。